

第24期 軽井沢町農業委員会 第11回 総会議事録

発言者	内 容
青木事務局長	<p>(開会：13時30分)</p> <p>委員の皆様、ご苦労さまでございます、定刻になりましたので、第11回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
市村初仁会長	<p>委員の皆様、本日はご出席いただきありがとうございます。</p> <p>5月になり、段々と暖かさが増して、花の芽吹きを感じられる季節となりましたが最近梅雨入り前とはいえ天候不良が続き、農産物への影響等も懸念されます。皆様にはご多忙の中、軽井沢町農業委員会活動にご尽力されていますことに感謝申し上げます。さて、いつも申し上げ、ご承知のとおり農業委員と推進委員には地域のリーダーとして期待されており、役割であります、農地利用の最適化推進活動として農地の貸し借り、権利移動による利用集積と集約化、農地中間管理機構と連携し耕作放棄地の発生防止と解消並びに農業後継者の確保のため新規就農及び定年帰農者による担い手の確保等に引き続き協力をお願いしたい。</p> <p>なお、本日もJA関係の報告や町側から外川補佐及び県農業農村支援センターの岡沢克彦補佐にもご出席いただいております。</p> <p>それでは第24期軽井沢町農業委員会第11回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので、よろしくをお願いします。</p>
市村初仁議長	<p>規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>農業委員総数14名中、10名の出席でございます。佐藤委員、柳澤委員、諸星委員、坂本委員から欠席の報告がありました。農地利用最適化推進委員7名中、6名の出席でございます。儘田委員より欠席の報告がございました。軽井沢町農業委員会会議規則第5条、在任する委員の過半数の出席により、本総会が成立します事を報告します。</p>
市村初仁議長	<p>次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号5番の荒井龍介委員と議席番号12番の佐藤豊委員の2名をお願いします。</p>
市村初仁議長	<p>次に4の事業報告について、事務局より報告願います。</p>

青木事務局長	<p>それでは、お手元の次第1ページの令和3年4月28日から令和3年5月25日までの行事等について、報告いたします。</p> <p>4月28日（水）に軽井沢町農業委員会第10回総会が開催されました。</p> <p>4月28日（水）に軽井沢町農業者年金推進協議会総会が開催され、会長他が出席しました。</p> <p>4月30日（金）に軽井沢町農業再生協議会が開催され会長他が出席しました。</p> <p>続いて2ページの（2）土地処分結果の①許可分ですが、2件ございまして、農地法第5条で、_____の、_____、について、令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の_____、_____で許可となっております。2件目も5条となりますが、_____の、_____、について、令和__年__月__日付長野県指令__佐農第__号の_____、_____で許可となっております。</p> <p>②取り下げ・県不受理・廃止届分、③の保留分はございませんでした。</p> <p>事業報告は以上でございます。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。議案第1号番号1及び2「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について」及び関連がございますので議案第2号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号1を議題とします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号1及び2、議案第2号番号1について説明をいたします。次第4から5ページ、補足資料1ページから21ページお願いします。_____でございます。計画変更を伴う申請でございます。</p> <p>まず、計画変更についてですが、当初計画者は、番号1については_____、_____、_____、_____に住所のある、_____、_____です。</p> <p>継承者は、_____、_____に住所のある、_____、_____です。</p> <p>続いて番号2の計画変更ですが、当初計画者は_____に住所のある、_____、_____です。</p> <p>継承者は、_____となり、_____の_____、_____です。</p> <p>なお、番号1及び2の当初計画者は_____となります。</p> <p>それでは、当初計画についてご説明いたします。</p> <p>まず番号1について_____に農地法第5条の規定による、_____の許可を受けております。続いて番号2については_____で同様に5条による、_____で許可を受けております。許可後に目的が達成できなかった理由としては、_____が_____は_____にある_____での_____</p>

でありましたが、_____とならなかった為、_____の_____ができなくなった
とのことでございます。_____に関することをまとめた_____も_____か
ら別紙により提出されております。今回、継承者と相談し、話しがまとまり、土
地の有効利用のため、今回、計画を変更し、譲渡したい、というものです。

継承者は、_____に_____の_____に_____しております
が、_____、_____なったことにより、_____を_____、_____を
_____するものでございます。

次に議案2の農地法第5条申請についてですが、譲渡人、譲受人ともに、計画変
更で申し上げたとおりでございます。

申請の所在地は、_____ありまして、まず_____、_____、_____で、
地目は、_____で、面積は、_____です。続いて_____、_____、_____
で、地目は、_____で、面積は、_____です。なお、当初との面積差は、_____
_____によります。場所でございますが、補足資料7ページに位置図がござい
ますが、_____との_____になりますが、_____より_____に位置し、
_____の_____より_____に_____ほど_____した箇所でございます。

転用の目的ですが、さきほど説明した通りでございます。

権利設定の内容は、_____による_____になります。

町の用途地域区分は、_____で、農地法による農地区分は、第_____種農
地になります。

それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。

ハンドブック4-20ページになります。農地法第5条第2項第3号の資力・
信用については、_____が、_____、_____が、_____、合計
で、_____となっています。資金の調達方法ですが、_____の_____と
なり、_____が提出されております。

利害関係につきまして、_____、その他権利等は設定されておられません。次に
施行規則第57条第1号の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後か
ら令和_____年_____月末までが工事期間となっており、概ね1年以内となっており問
題ないと思われま。次に施行規則第57条第2号他法令の許認可等について
は、該当いたしません。

次に施行規則第57条第2号の2行政庁との法定協議については、町の地域整備
課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。

次に施行規則第57条第3号の_____もございしますが配置図
等で確認し、問題ございません。

次に施行規則第57条第4号の申請地の計画面積については、現地の状況や配置
図を見る限り問題無いと思われま。

次に施行規則第57条第5号の土地の造成のみを目的としておりませんので、問
題ありません。

次に農地法第5条第2項第4号の周辺の農地等に係る営農条件への支障につい
ては、周辺に耕作されている農地はなく問題ありません。

また、農地法第5条第2項第5号の一時転用ではありません。

	<p>以上により議案第1号番号1及び番号2、議案第2号番号1については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1及び番号2、議案第2号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>推進委員の堀川が議案第1号番号1及び番号2、議案第2号番号1について説明します。__月__日に____、____、__の__で立会を行いました。場所、経過などはさきほど事務局説明の通りです。敷地にはもみの木があり、敷地の周囲は別荘や住宅が点在していて、農地や水路はない状況ですので、転用については問題ないと判断いたしました。諸星委員も同意見です。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1及び番号2、議案第2号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ご意見がないようなので、議案第1号番号1及び番号2、議案第2号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。議案第1号番号1及び番号2、議案第2号番号1を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第1号番号1及び番号2、議案第2号番号1は、許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>続いて、同様に5条申請となりますが、議案第2号番号2を議題とします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第2号番号2について説明をいたします。</p> <p>次第5ページ、補足資料22ページから30ページ、をお願いします。</p> <p>_____でございます。貸付人は_____、_____、_____に住所のある、_____さん、_____です。</p> <p>借受人は、_____と_____である、_____、_____です。_____となります。</p> <p>申請の所在地は、_____、_____、_____で、地目は、_____で、面積は、_____です。場所でございますが補足資料23ページに位置図がございましたが、_____になりますが、_____でございます、</p>

<p>市村初仁議長</p> <p>委員</p> <p>市村初仁議長</p>	<p>____と____が____する____より____ほど____した箇所に位置しております。</p> <p>転用の目的ですが、____、____と____は当該地に____してある____にしておりますが、____が____して____する為の____を____したいというものでございます。</p> <p>権利設定の内容は、____による____となります。</p> <p>町の用途地域区分は、____で、農地法による農地区分は、第__種農地になります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。農地法第5条第2項第3号の資力・信用については、____が、____、合計でも____でございます。資金の調達方法ですが、____からの____となり、____が提出されております。</p> <p>利害関係につきまして、抵当権、その他権利等は設定されておりません。</p> <p>次に施行規則第57条第1号の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっており、概ね1年以内となっており問題ないと思われます。次に施行規則第57条第2号他法令の許認可等については、該当いたしません。</p> <p>次に施行規則第57条第2号の2行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。</p> <p>次に施行規則第57条第3号の____もありますが、配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に施行規則第57条第4号の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に施行規則第57条第5号の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。</p> <p>次に農地法第5条第2項第4号の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており問題ありません。</p> <p>また、農地法第5条第2項第5号の一時転用ではありません。</p> <p>以上により議案第2号番号2については許可できない場合に該当しません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号2について担当委員より説明願います。</p> <p>11番の小林朝夫が議案第2号番号2について説明します。____に____、申請者の____、堀川推進委員、__で立会を行いました。転用については、____と____で____を____というものでございます。申請地は____により、____の____となりました。____は____を行っている状況でございまして、周囲には他人の農地もなく問題ないと判断いたしましてのでよろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>ただ今担当委員より説明がございましたが、補足説明で堀川推進委員、何かござ</p>
---------------------------------------	---

	いますでしょうか。
委 員	ございません。
市村初仁議長	それでは、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号2についてご意見のある方はお願いします。
委 員	なし
市村初仁議長	ご意見がないようなので、議案第2号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委 員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので議案第2号番号2を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号2は、許可相当として県知事に意見を送付します。次に議案第3号番号1「非農地の判断について」を議題にします。
青木事務局長	議案第3号番号1について説明をいたします。 次第6ページ、補足資料3 1ページから3 2ページ、をお願いします。 _____に伴う非農地の判断について審議をいただくものです。 申請者は_____、_____、_____番_____に住所のある、_____さん、_____に住所のある、_____の2名となります。 土地の所在は、_____字_____、_____で、地目は、__で、面積は、_____です。 場所につきましては、添付の資料3 1ページに位置図がございますが、_____にある_____の____、_____を_____に隣接しています。 当該地については_____の水路用地として残していることを承知していましたが、この_____を_____の_____がなくなり、それに伴い_____も_____となったことが理由でございます。 以上、ご審議をお願いいたします。
市村初仁議長	ありがとうございました。担当より説明をお願いいたします。
委 員	2番の依田美和子が説明します。_____に_____がありましたが、_____が_____、_____と_____のような建物があるのですが、その間にある_____でございます。確認したところ、_____はされていますが、長年農地としては利用されていない箇所、先ほどの説明のように水路も残っている状況で、かなり水はけが良くない箇所です。井出推進委員さんと相談した結果、今後も農地としての使うにはかなり難しい考えと、所有者の

市村初仁議長	希望ということもありますので、非農地判断で問題ないと判断します。
委員	ただ今、担当委員よりご説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第3号番号1についてご意見のある方はお願いします。
市村初仁議長	よろしいでしょうか。
委員	ご意見がないようなので、議案第3号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
市村初仁議長	挙手
青木事務局長	<p>ありがとうございます。賛成全員ですので議案第3号番号1を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、非農地通知を交付します。</p> <p>続いて非農地案件となりますが、議案第3号番号2についてを議題とします。</p> <p>議案第3号番号2について説明をいたします。次第6ページ、補足資料33ページから35ページ、をお願いします。</p> <p>_____ 伴う非農地の判断について審議をいただくものです。</p> <p>申請者は_____、_____、_____ に住所のある、_____ です。</p> <p>土地の所在は、_____、_____、_____ で、地目は、__で、面積は、_____ です。</p> <p>場所につきましては、添付の資料33ページに位置図がございますが、_____ の _____ から _____ ほど _____ に位置した箇所となります。</p> <p>非農地化の判断理由は山林化しているためでございます。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	ありがとうございます。賛成全員ですので議案第3号番号1を原案どおり可決いたしました。
委員	よって、非農地通知を交付します。
市村初仁議長	ありがとうございます。賛成全員ですので議案第3号番号1を原案どおり可決いたしました。
委員	ありがとうございます。賛成全員ですので議案第3号番号1を原案どおり可決いたしました。
委員	<p>ありがとうございます。担当員より説明をお願いいたします。</p> <p>推進委員の成田が説明を行います。市村会長とともに現地を確認しました。場所等はさきほどの事務局説明のとおりです。周囲には農地はなく、当該地は山林化しております。農地としては面積が狭く、価値もないと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>ありがとうございます。先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第3号番号2についてご意見のある方はお願いします。</p> <p>なし</p>

市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第3号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので議案第3号番号2を原案どおり可決いたしました。よって、非農地通知を交付します。 次に、議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明願います。
青木事務局長	議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。 次第7頁から8項、補足資料は、36ページをお願いします。 軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。 6月の公告分でございますが、再設定が、1件、1筆、面積は、2,974㎡、内訳は、畑2,974㎡です。新規が1件、1筆、面積は、2,667㎡、内訳は畑が2,667㎡です。合計で、2件、2筆、面積は、5,641㎡で、内訳は、畑が5,641㎡です。集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。 同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上、ご審議をお願いいたします。
市村初仁議長	ありがとうございました。審議の前にお知らせいたします。 議案第4号については、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に当りますので、土屋史彦委員の一時退席をお願いします。
委員	退席
市村初仁議長	農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない事になっています。 それでは、議案第4号、軽井沢町農用地利用集積計画の6月公告分について、ご意見のある方はお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。
委員	なし

市村初仁議長	<p>ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第4号軽井沢町農用地利用集積計画6月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。土屋史彦委員の復席を認めます。</p> <p>(委員 復席後)</p> <p>土屋史彦委員に申し上げます。農用地利用集積設定について、決定しましたので、お知らせします。</p>
市村初仁議長	<p>次に議案第5号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について」を議題とします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>それでは、議案第5号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について」を説明させていただきます。次第9ページから19ページをご覧ください。</p> <p>農業委員会の適正な事務実施により行うもので、今年3月の第9回総会で説明をさせていただきましたが、4月の町広報紙に案内を掲載した後、4月1日から30日までの間、町ホームページに掲載しまして、意見募集を行いました。意見はございませんでした。</p> <p>また、委員の皆様のご審議後に県へ報告をし、町のホームページに掲載する予定となります。内容については変更ございませんので、詳細についてはご説明を省略いたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。事務局より説明がございましたが、ご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がございませんので議案第5号につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。全員の賛成ですので議案第5号は原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に6、のその他事項に進みます。(1)のJA関係について土屋代理よりご報告をお願いいたします。</p>
土屋会長代理	<p>それではJA関係につきまして、野菜の出荷状況を申し上げます。5月上旬現在の状況でございますが、レタス8,090ケース出荷、単価は1,390円、金</p>

	<p>額は11,245,030円でございます。前年対比として数量が156%、単価98%、金額152%でございます。続いてチンゲン菜1,259ケース出荷、単価は667円、金額は840,000円でございます。前年対比として数量が72%、単価96%、金額69%でございます。サニーレタス3,286ケース出荷、単価は1,010円、金額は3,320,240円でございます。前年対比として数量が108%、単価106%、金額115%でございます。</p> <p>それと、農協関係では7月上旬に査定会を開催予定でございます。コロナの関係もあり、市場関係者を含めて開催できるか等の検討を6月に役員会を開催し決定いたします。</p>
市村初仁議長	農協関係で何かお聞きしたいことはありますでしょうか。
委員	なし
市村初仁議長 岡沢補佐	<p>ご意見がございませんので、(2)については岡沢補佐よりお願いいたします。</p> <p>私のほうから何点かございまして、まず5月2日現在の生育状況について別紙をお配りしております。野菜関係については3月は天候もよく生育が順調であったのですが、4月に入ってから気温が低下して、凍霜害が発生しております。生育が遅れていて、果樹については管内全体では2億円ほどの被害がでております。それから農作業安全関係ですが、2020年に県下で14件の事故が発生して、そのうち3件が死亡事故でございます。町とも連携し5月31日に私の方で農作業安全の広報を回らせていただきます。事故に繋がる農機械の点検や、暑い日が続きますので、小まめな水分補給等について周知させていただく予定です。</p> <p>それと、農政関係ではスマート農業の一環で主には水田関係になりますが、ラジコン式草刈機実演会を主催が長野県佐久農業農振支援センター、共催がJAで、直近では6月9日に御代田町のライスセンターに10時に集合して開催いたします。本日、プレスリリースしておりますのでご参加ください。</p> <p>それと、さきほど説明したスマート農業にも関係してきますが、有機農業についてもご説明をさせていただきます。国ではみどりの食糧システム戦略を策定し、環境負荷軽減や生産基盤への投資など、2050年までの数値目標が掲げられまして、特に有機農業については、全農地の25パーセント、100万haに拡大していくということですか、環境に負荷をかけない有機農業の基本は、化学肥料や農薬の使用量を減少させていくなどでございますが、資料にもあるように以前よりも政策的に取り上げられてきております。今後もそのような方向にならざるを得ないということです。3ページ以降に今までの有機農業の流れが記載しておりますのでまたご覧いただきたいのですが、1980年代に取り組みがあったのですが、平成18年以降は有機農業推進法が制定されまして、閉鎖された環境から、自治体や農業関係者、生活者が共同した取り組みを行うということであり、それに対して補助政策も出てきているということで、中山間地域で生物多様性などやさしい取り組みを行っているケースに対して支援をしていくと、補</p>

	<p>助金が出ている状況でございます。それが平成26年度頃からありまして現在に至っているということで、特に有機については有機JAS法という法律があって、有機農業の認証制度がありまして、それに対してはかなりハードルが高くて実際に考え方は分かるけれども、中々そこまで手をかけられないとか、認証を取得するのにコストが発生する等の状況があります。それと万一、不慮の自然災害により病害虫が発生したりすると薬もまけないとか、経営的なリスクも高いということで、特にそういうハードル的な高さがあるって、国全体ではこの有機の認証は2パーセントとか3パーセントでございます。6ページに記載がある、環境にやさしい農業については、有機農業の他にエコファーマーや信州の環境にやさしい農産物認証なども含まれてきます。化学肥料や農薬の使用量についても有機農業に近づくほど、ハードルが高くなっています。その推進の一つとしてGAP手法による適正管理の推進がございます。最近言われるよりよい農業生産、取り組みということでね、食品安全、労働安全など今までやっていた農業から気づきがあって、それに対して取り組むということで、収穫用と農薬用の手袋を分けるなど、リスク軽減を図る取り組みを行うGAPが主流になってきております。この制度も併用してやっていくこととなりますが、支援センターもこういったことを中心にやっていく方向です。有機の登録関係ですが、4ページから5ページに記載してございますが、長野県は長野市にある長野県農林研究財団が行っており、有機認定事業者数は全国で2,475件で長野県は77件認定されております。野菜やコメ、果樹の認定が多い状況です。耕地面積に対する有機の面積は全国で0.27%、長野県で0.13%、長野県の第3期有機農業推進計画では2022年度に535haを目指しております。有機JAS以外の面積が増えていることも5ページに記載してございます。軽井沢町は一件、有機JASの認証を取得している方がいまして、取得者は少ない状況ではございますが、今後、増えてくるのではないかとのお話も聞いておりますので、注視していきたいと考えております。以上でございます。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。岡沢補佐に皆様から何かお聞きしたいようなことがありましたらお願いいたします。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>今後とも岡沢補佐にはいろいろとご助言等をいただきたくお願い申し上げます。次に進む前に前回の総会時でもお伝えしましたが、本日は委員の皆様から岡沢補佐へ自己紹介をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(委員自己紹介)</p>
市村初仁議長	<p>委員の皆様ありがとうございました。それでは次に外川補佐よりお願いいたします。</p>

<p>外川観光経済課 長補佐兼農林振 興係長</p>	<p>町側からの報告等はありません。</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>ありがとうございました。ないようであれば次に（４）の事務局関係について事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
<p>青木事務局長</p>	<p>６．その他事項 次第の、２０ページをお願いします。</p> <p>ア、の令和３年度の農業委員会視察研修アンケートについてでございますが、本年は２４期農業委員の２年目となり、２泊３日となります。日程は令和３年１１月１８日から２０日までを予定しており、視察先は未定でございます。先月の総会時に視察先を選定するに当たってのアンケートを皆様に配布しております。そのアンケートの締め切り日が今月末となりますので、未提出者はご提出をお願いいたします。来月の総会時では皆様からの意見に基づき、視察先案をご提示させていただく予定であります。</p> <p>イ、広報かるいざわ８月号特集ページへの農業委員会記事掲載についてでございますが、こちらも先月の総会時に資料を配布いたしました。ご意見等がある場合は今月末までに事務局までご報告をお願いいたします。来月の総会時にはご意見に基づいた原稿を再度、配布予定でございます。</p> <p>ウ、 当面の会議・行事日程等について</p> <p>○軽井沢町農業者年金推進協議会総会 令和３年４月２８日（水）農業委員会総会終了後 役場２階 第３・４会議室 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、農業委員・推進委員のみ参集し、開催する。</p> <p>○佐久浅間農業協同組合第２２回通常総代会（会長） ※開催規模縮小のため会長欠席 令和３年５月２８日（金）１３時３０分から 小諸市文化センター 大ホール</p> <p>○市町村農業委員長・事務局長合同会議（会長・事務局長） ※WEB 会議に変更 令和３年６月８日（火）１２時３０分から 佐久平交流センター ２階 第５会議室</p> <p>○農業委員会６月役員会 令和３年６月１６日（水）１３時３０分から 役場２階 第５会議室</p> <p>○第２４期軽井沢町農業委員会第１２回総会 令和３年６月２５日（金）１３時３０分から 役場２階 第３・４会議室</p> <p>○農業委員会７月役員会 令和３年７月１６日（金）１３時３０分から 役場２階 第５会議室</p> <p>○第２４期軽井沢町農業委員会第１３回総会 令和３年７月２６日（月）１３時３０分から 役場２階 第３・４会議室</p>

エ、配布資料等について

○農作業安全啓発の徹底についてですが、本年度に既に3件の死亡事故が発生しております。特に農作業機を使用中での事故が多い状況でございます。トラクターは作業機を装着した状態で公道を走行することが可能となったこともあり、安全啓発について数種類のパンフレット等を配布しますので、啓発のほどよろしくお願いたします。

○農作物残茎等の適正な処理及び農作業に起因する火災防止についてでございますが、以前にも残茎の処理は堆肥化等の焼却によらない方法を選択して行っていただきたいことを通知いたしました。4月以降、農地での野焼きや下草焼きが原因となる火災が頻発して県内で発生しておりますので、再度、周知をいたします。当町では火災はございませんが、引き続き火災防止に努めていただきますようお願いいたします。

○農薬危害防止運動の実施についてでございますが、6月1日から8月31日までの3ヵ月間を農薬危害防止運動の運動期間として設定しておりますので、農地周囲に住宅地や河川がある場合での農薬使用については、飛散等にご注意し、未然に事故等の発生防止に努めていただきますようお願い申し上げます。

○令和3年度「食育月間」における食育の推進については、毎年、6月1日から30日までの1ヶ月間が「食育月間」として定められています。期間中の運動としては啓発活動が主なものでございますが、食育はコロナの状況下における「新たな日常」を見つめなおす契機ともなっております。農業者の皆様が生産された農産物が住民の健康を支えていること及びその生産基盤である環境を持続させて為にも生産者や住民が一体となる取り組みが必要であることを地域の方々へご周知いただきたくお願い申し上げます。

○ラジコン式草刈機実演会の開催については、スマート農業活用の一環として、急傾斜な畦畔部分での草刈りをラジコン操作で行うなどの実演会を主催が長野県佐久農業農村支援センター、佐久浅間農業協同組合が共催して開催します。別紙日程をご確認の上、希望者をご都合の良い日にご参加ください。

○面積調査実施に係るご協力をお願いについてですが、農林水産省が毎年、耕作地の現況を確認する為の面積調査について、本年は5月から11月に実施します。当調査では国が任命した統計調査員が、実施期間内に農地を巡回しますので、委員の皆様へ地域の農業者から問い合わせ等がございましたら、別紙のお知らせにより、ご対応をお願いいたします。

○全国農業新聞普及推進一覧表（令和3年5月1日現在）と令和3年の全国農業新聞・図書「普及方針」「目標部数」の決定及び「普及推進要領」並びに「助成規定、表彰規定」の制定等についてでございますが、農業会議より令和3年度の新聞目標部数等が示されました。

達成すると、農業委員会や個人に対して助成や表彰が行われます。昨年同様に74部が目標でございますが、現時点では達成しておりますが、引き続き委員の皆様には各地区で未加入の方がいらっしゃいましたら、呼びかけをお願いいたします。

	<p>○次に、農業者年金加入推進ニュースです。令和3年度は「加入者累計13万人早期突破及び中期目標達成2ヵ年運動」の初年度となります。市町村事の目標は、別途提示されますので、今後ご提示いたします。引き続き、加入推進活動をよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、各地区の加入対象者の名簿につきまして、事務局までお問い合わせいただければ、情報提供をいたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>○独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正する政令案についてでございますが、現在、農業者年金の保険料は2万円から6万7千円で設定されております。その内、35才未満の方に適用している国の補助金を活用した特例加入者は自己負担が1万円、補助金が1万円の計2万円でご加入しています。特例以外の方で保険料の納付下限額である2万円に加入される方については国の補助の適用はないので、全額自己負担となります。今回の改正は、特例以外の35才未満の方も農業者年金に加入しやすいことを目的として下限額を1万円に引き下げる案が農林水産省から示されている為、各農業委員会に案に対するパブリックコメントを募集しているものでございます。別紙をご確認の上、ご意見がある場合は、6月4日までに事務局へお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明に対しまして、何かお聞きしたいようなことはありますでしょうか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>その他、全体を通して何かございますか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>それでは、第24期軽井沢町農業委員会第11回総会を閉会といたします。</p> <p>大変お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: center;">閉会 15時05分</p>